



2016年4月6日 第2016-17号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

厚労省

「ブラック社労士」問題で全国社労士連合会に嚴重注意！

3月30日、厚生労働省は全国社会保険労務士連合会に対し、社会保険労務士の不適切な情報発信を防止するための通知を发出了しました。

最近、「100%会社側の立場で」、「完全100%経営者の立場で」、「無料のひな形就業規則(厚労省作成)は危険」等をうたい文句にしてブログ等で企業に売り込みをする社会保険労務士(以下社労士)が続出しています。社会保険労務士法では、第一条で法制定の目的として「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」とされ、第二条では社労士の職責として「公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない」とされています。このような広告をすることは、社会保険労務士法に違反する行為です。JAMはこれまで社労士が不当に介入し、健全な労使交渉を阻害している事例を連合、厚労省、津田議員に訴えてきました。

昨年大阪府では、勤労センターや市が主催する労働相談会・セミナー等の講師として大阪府より紹介された社労士が、自らのブログに「100%会社側、社外の人事課長」と広告していることが判明しました。津田弥太郎参議院議員は、厚生労働省担当者にこの問題を指摘しました。大阪労働局が当該社労士を嚴重注意し、ブログの問題箇所はすべて削除されました。その後、他の労働相談会等の講師を当該社労士自身が辞退しました。

また愛知県の社労士は、自らのブログに「すぐ腕社労士の首切りブログ 社員をうつ病に罹患させる方法」と題した文書を掲載しました。悪質だとして当該社労士に対し、愛知県社労士会は3年間の会員権停止処分と退会勧告を、厚労省は3ヵ月間の業務停止処分にしました。

3月10日、津田議員は参議院厚生労働委員会でブラック社労士問題を中心的に取り上げ、「不適切な情報発信を行う社労士に対してしっかりした対応をして取り組んでいただきたい。また懲戒処分権を持つ厚労省が適切な役割を果たすことが難しいならば社労士連合会の法的権限の強化を検討すべきではないか。さらにブラック社労士に共通していることは厚労省作成のモデル就業規則を全面的に否定し、誹謗中傷している。この機会に厚労省としてモデル就業規則の周知徹底を図ることが強く求められる。」と、厚労大臣等に厳しく指摘をしました。

これを受けて厚労省は、労働基準局長と大臣官房年金管理審議官の連名で、全国社会保険労務士連合会会長宛に「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」という通知(別添のPDF参照)を發出し嚴重注意をしました。この通達には再発防止のための対策として、津田議員が指摘した3項目が入っています。



3月10日

参議院厚生労働委員会で問題を指摘する、津田議員